

## 障害者就労施設等登録審査申請書提出要領

令和3年7月

令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間において徳島市障害者就労施設等登録名簿への登録を希望する法人等は、つぎにより申請してください。

審査の結果、資格者となりますと徳島市障害者就労施設等登録名簿に登録され、企業局を含む、本市の全部局において、徳島市障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づく、障害者就労施設等からの調達の推進に係る資料となります。ただし、登録により自動的に又は直ちに発注があるということではありませんので、ご注意ください。

なお、徳島市障害者就労施設等登録名簿は、本市が実施する競争入札参加資格に係る名簿ではありません。

1 受付期間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで  
平日 午前9時から12時 及び 午後1時から5時の間

2 提出先 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市役所南館1階 障害福祉課

3 提出方法 持参に限る。

### 4 登録対象施設等

次の施設等のうち、徳島市障害者就労施設等登録要綱に定める施設等が対象となります。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援A型事業所
- (6) 就労継続支援B型事業所
- (7) 障害者地域共同作業所
- (8) 特例子会社
- (9) 重度多数雇用事業所
- (10) 在宅就業障害者
- (11) 在宅就業支援団体
- (12) 共同受注窓口

### 5 申請に必要な書類及び記入方法等

法人・個人・共同受注窓口ごとに必要な提出書類は、別添「障害者就労施設等登録審査申請に係る提出書類一覧」のとおりです。各書類の記入方法等は、次の記入要領を参考にしてください。

(1) 障害者就労施設等登録審査申請書(様式第1号)

ア 「1 経営する障害者就労施設等の種別、名称、所在地、定員数、管理者等氏名及び電話番号」

(ア) 「該当」欄には、該当する障害者就労施設等の種別に応じて、「○」印を記入してください。該当する障害者就労施設等の種別が複数ある場合は、適宜表を加工して、本市の公共調達に参加しようとする障害者就労施設等であって、徳島市の区域内に所在地があるものをご記入ください。

(イ) 「従業員数」欄には、就労継続支援A型の利用者は含めず、管理者・指導員・従業員等の区別を問わず、基準日現在の合計人数をご記入ください。

(ウ) 「定員数」欄には、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所、障害者地域共同作業所に該当する場合において、基準日現在の当該施設等の定員数をご記入ください。

イ 「2 希望する物品等の種類」

(ア) 「営業種目」欄・「品目コード」欄の記載にあたっては、別に定める「営業種目表」を参考にしてください。

(イ) 「特に希望」欄は、特に納入等を希望する物品等の種類について、物品・役務の区分に応じ、各2つまで「○」印をご記入ください。

(ウ) 希望する物品等の種類の数に特に制限はありません。上表に記載しきれない場合は、適宜表を加工してご記入ください。

(2) 経営規模調書(様式第2号)

ア 「1 年間平均実績高」は、営業種別ごとに各事業年度の実績高をご記入ください。なお、実績高には、障害福祉サービス報酬等は含みません。

イ 「1 年間平均実績高」の「年間平均実績高欄」について、千円未満の端数が生ずるときは、営業種目ごと及び「計」欄の区分によって、100の位で四捨五入してください。なお、必ずしも「営業種目表」の区分に従う必要はありません。

ウ 「2 自己資本の額」は、直近の決算期の貸借対照表中純資産の部、正味財産の部等の合計金額を記入してください。「資本金」の額や「基本金」の額ではありません。個人の場合は、元入金(個人事業における資産合計から負債合計を差し引いた額)を記入してください。

エ 「3 経営年数」は、①法人の場合は、設立から基準日(令和3年6月1日)までの年月、②個人の場合は、障害者に係る障害者の就労支援に関する事業を開始した日から基準日(令和3年6月1日)までの年月を記入してください。

(3) 使用印鑑届(様式第3号)

使用印の欄に使用印として登録する印鑑を押印してください。徳島市との契約の締結等の手続きのために実印を使用する場合は、使用印欄に実印を押印してください。

(4) 誓約書(様式第4号)

(5) 共同受注窓口調書(様式第5号) = 共同受注窓口のみ

ア 共同受注窓口への参加の状況

(ア) 基準日(令和3年6月1日)現在で、設置主体ごとに整理して記入してください。基準日から申請書の提出までに異動がある場合は、適宜表を修正し、その旨表示してください。

(イ) 「No.」欄には、設置主体ごとに1から付番してください。

(ウ) 「障害者就労施設の区分」欄には、①障害者支援施設、②地域活動支援センター、③生活介護事業所、④就労移行支援事業所、⑤就労継続支援A型事業所、⑥就労継続支援B型事業所、⑦障害者地域共同作業所、⑧特例子会社のいずれかに区分してください。この場合において、多機能型の場合であっても、その機能に応じて区分してください。

(エ) 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、共同受注窓口に参加する全ての障害者就労施設について、記入してください。

**イ 物品等の販促活動の状況**

(ア) 共同受注窓口として、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの間に行った、主な物品等の販促活動について記入してください。

(イ) 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、記入してください。

**ウ 物品等の品質改善の取り組み・法令遵守の取り組みの状況**

(ア) 共同受注窓口として、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの間に行った、主な物品等の品質改善の取り組み・法令遵守の取り組みについて記入してください。

(イ) 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、記入してください。

**(6) 経歴書(参考様式第1号)**

「1 設立等以降の障害者の就労支援に関する主な経歴」欄は、設立等以降の障害者の就労支援に関する主な経歴(新たな障害者就労施設等の指定等)を記入してください。

**(7) 官公署納入先及び納入実績(参考様式第2号)**

ア 官公署納入先及び納入実績の様式は、物品の販売と役務の提供の2つに分かれています。物品・役務それぞれについて、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの間に、物品1件20万円以上・役務1件50万円以上(年間合計ではありません。)の契約を大きい順から記入してください。

イ 「2 徳島市役所以外」欄について、記入対象は官公署との契約を主としますが、民間との契約でもアピールしたいものがあれば記入してください。

ウ この様式に記載した各契約について、契約書の写し等を添付する必要はありません。

**(8) 委任状(参考様式第3号)**

徳島市と契約の締結等につき、施設などに全権を委任する場合に提出してください。

**(9) 登記事項証明書(写し可)＝法人のみ**

法務局が発行する、現在事項全部証明書としてください。

**(10) 定款、寄附行為等(写し)＝共同受注窓口のみ**

共同受注窓口に限り、写しを提出してください。

**(11) 財務諸表(写し)＝法人のみ**

貸借対照表と損益計算書が必須です。直近2事業年度のものを提出してください。なお、経営規模調書と照合してください。

**(12) 身分証明書(写し可)＝個人のみ**

本籍地の市町村役場で発行を受けてください。

(13) 納税証明書(写し可)＝市税のみ2年分必要

ア 次の各納税証明書は、完納(納期未到来分を除く。)又は未納がないことが条件です。

	税の種類	発行先
法人	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)	徳島税務署などの税務署
	直近2年分の法人住民税及び固定資産税の納税証明書	徳島市役所などの市町村役場
個人	直近2年分の個人住民税及び固定資産税の納税証明書	徳島市役所などの市町村役場

イ 直近2年分とは、令和3年度及び令和2年度の納税証明書ですが、令和3年度分が発行されない場合は、令和2年度分及び令和元(平成31)年度分を提出してください。

ウ 上記税目について、非課税団体・非課税取引等に該当する場合は、その根拠を示せば提出不要です。また、固定資産を保有しないなど該当がない場合も提出は不要です。

(14) 印鑑証明書(原本)

法人については、法務局発行、個人については、市町村発行の印鑑証明書の原本を提出してください。

(15) 営業に関する許可書又は認可書(写し)

申請に係る営業に関して、許可、認可等が必要なものは、これらを受けていることを証する書面の写しを提出してください。

(16) 製造設備機器明細書(写し)＝印刷類への登録希望がある場合だけ提出

様式は、任意で、固定資産台帳等代替できる書類があれば、その写しを提出してください。ただし、共同受注窓口については、提出する必要はありません。

(17) 指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る指令書の写し等障害者就労施設等であることを証する書類(写し)

申請者は、必ず標記書類の写しを提出してください。ただし、共同受注窓口については、提出する必要はありません。

(18) 本市の補助金交付決定通知書(写し)

地域活動支援センター又は障害者地域共同作業所に該当する場合は、直近の本市の補助金交付決定通知書の写しを提出してください。

(19) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の認定書(写し)＝障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社に該当する場合のみ

(20) 障害者雇用状況計算書(様式第6号)＝徳島市障害者就労施設等登録要綱第4条第1項第6号に係る重度障害者多数雇用事業所に該当する場合のみ

公共職業安定所において「重度障害者多数雇用事業所証明書」を受けている場合は、その事業年度が審査基準日内であれば、「重度障害者多数雇用事業所証明書」の写しでも可とします。

- (21) 在宅就業支援団体登録通知書(写し)＝障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業支援団体に該当する場合のみ
- (22) 在宅就業障害者確認書(様式第7号)＝徳島市障害者就労施設等登録要綱第4条第1項第7号に係る在宅就業障害者としての拠点を有し、業務を行う者のみ

## 6 注意事項

- (1) 納税証明書は、令和3年6月1日以降に発行されたものとしてください。
- (2) 登記事項証明書又は身分証明書及び印鑑証明書は、申請日までに証明事項の変更がなければ、令和3年4月1日以降に発行されたもので差し支えありません。
- (3) 審査基準日は、令和3年6月1日です。
- (4) 提出書類は、ファイルで編綴する必要はありませんが、必ず別添「障害者就労施設等登録審査申請に係る提出書類一覧」に記載した順序で編綴してください。
- (5) 提出書類を持参する場合は、記載内容を説明できる方が、お越しく下さい。
- (6) 提出書類の受領証が必要な場合は、各自でご容易ください。様式は、任意です。
- (7) 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届(別に定める様式による。)を提出してください。

## 7 共同受注窓口係る障害者支援施設等に準ずる者の認定

徳島市障害者就労施設等登録要綱第4条第2項各号のいずれにも該当する共同受注窓口であって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする場合は、障害者就労施設等登録審査申請に係る提出書類に加えて、障害者就労施設等に準ずる者の認定申請書(別記様式)もあわせて提出してください。

## 8 環境への配慮

障害者就労施設等登録名簿に登録された場合において、物品等の提供にあたっては、環境配慮型製品の選択、廃棄物の減量・リサイクルの推進などの環境に配慮した取り組みに努めてくださいますようお願いいたします。

## 9 問い合わせ先

770-8571

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市障害福祉課 障害者支援係

Phone. 088-621-5171

Fax. 088-621-5300

[Email : syogai\\_fukushi@city.tokushima.lg.jp](mailto:syogai_fukushi@city.tokushima.lg.jp)

■障害者就労施設等登録審査申請に係る提出書類一覧

[法人]

	提出書類		備考
1	障害者就労施設等登録審査申請書(様式第1号)	○	
2	経営規模調書(様式第2号)	○	
3	使用印鑑届(様式第3号)	○	
4	誓約書(様式第4号)	○	
5	経歴書(参考様式第1号)	○	
6	官公署納入先及び納入実績(参考様式第2号)	△	令和元年6月1日から令和3年5月31日までの間の官公署納入実績について記載する。この期間に官公署納入実績がない場合は提出不要。
7	委任状(参考様式第3号)	△	
8	登記事項証明書(現在事項全部証明書)	○	写し可
9	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書	○	写し
10	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)	△	写し可 左の税目について、非課税団体・非課税取引等に該当する場合は、その根拠を示せば提出不要。また、固定資産を保有しないなど該当がない場合も提出不要。
	直近2年分の法人住民税及び固定資産税の納税証明書	△	
11	印鑑証明書	○	原本に限る。
12	営業に関する許可書又は認可書	△	写し
13	製造設備機器明細書	△	印刷類を希望する場合に限る。
14	指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る指令書の写し等障害者就労施設等であることを証する書類	○	写し
15	本市の補助金交付決定通知書	△	写し 地域活動支援センターを運営する場合に限る。
16	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の認定書	△	写し 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社に該当する場合に限る。
17	障害者雇用状況計算書(様式第6号)	△	徳島市障害者就労施設等登録要綱第4条第1項第6号に係る重度障害者多数雇用事業所に該当する場合に限る。ただし、公共職業安定所において「重度障害者多数雇用事業所証明書」を受けている場合は、その事業年度が審査基準日内であれば、「重度障害者多数雇用事業所証明書」の写しでも可。

18	在宅就業支援団体登録通知書	△	写し 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業支援団体に該当する場合に限る。
----	---------------	---	---

注記① 「○」は必須の提出書類を示し、「△」該当する場合のみ必要な提出書類を示す。

注記② 証明関係の書類は、令和3年6月1日以降に発行されたものとしますが、登記事項証明書・印鑑証明書については、申請日までに証明事項の変更がなければ、令和3年4月1日以降に発行されたもので差し支えありません。

[個人]

	提出書類		備考
1	障害者就労施設等登録審査申請書(様式第1号)	○	
2	経営規模調書(様式第2号)	○	
3	使用印鑑届(様式第3号)	○	
4	誓約書(様式第4号)	○	
5	経歴書(参考様式第1号)	○	
6	官公署納入先及び納入実績(参考様式第2号)	△	令和元年6月1日から令和3年5月31日までの間の官公署納入実績について記載する。この期間に官公署納入実績がない場合は提出不要。
7	身分証明書	○	写し可 本籍地市町村役場で発行。
8	直近2年分の個人住民税及び固定資産税の納税証明書	△	写し可 左の税目について、非課税団体・非課税取引等に該当する場合は、その根拠を示せば提出不要。また、固定資産を保有しないなど該当がない場合も提出不要。
9	印鑑証明書	○	原本に限る。
10	営業に関する許可書又は認可書	△	写し
11	製造設備機器明細書	△	印刷類を希望する場合に限る。
12	本市の補助金交付決定通知書	△	写し 障害者地域共同作業所を経営する者に限る。
13	在宅就業障害者確認書(様式第7号)	△	写し 徳島市障害者就労施設等登録要綱第4条第1項第7号に係る在宅就業障害者としての拠点を有し、業務を行う者に限る。

注記① 「○」は必須の提出書類を示し、「△」該当する場合のみ必要な提出書類を示す。

注記② 証明関係の書類は、令和3年6月1日以降に発行されたものとしますが、身分証明書・印鑑証明書については、申請日までに証明事項の変更がなければ、令和3年4月1日以降に発行されたもので差し支えありません。

[共同受注窓口]

	提出書類		備考
1	障害者就労施設等登録審査申請書(様式第1号)	○	
2	経営規模調書(様式第2号)	○	
3	使用印鑑届(様式第3号)	○	
4	誓約書(様式第4号)	○	
5	共同受注窓口調書(様式第5号)	○	
6	経歴書(参考様式第1号)	○	
7	官公署納入先及び納入実績(参考様式第2号)	△	令和元年6月1日から令和3年5月31日までの間の官公署納入実績について記載する。この期間に官公署納入実績がない場合は提出不要。
8	委任状(参考様式第3号)	△	
9	登記事項証明書(現在事項全部証明書)	○	写し可
10	定款、寄附行為等	○	写し
11	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書	○	写し
12	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)	△	写し可 左の税目について、非課税団体・非課税取引等に該当する場合は、その根拠を示せば提出不要。また、固定資産を保有しないなど該当がない場合も提出不要。
	直近2年分の法人住民税及び固定資産税の納税証明書	△	
13	印鑑証明書	○	原本に限る。
14	営業に関する許可書又は認可書	△	写し

注記① 「○」は必須の提出書類を示し、「△」該当する場合のみ必要な提出書類を示す。

注記② 証明関係の書類は、令和3年6月1日以降に発行されたものとしますが、登記事項証明書・印鑑証明書については、申請日までに証明事項の変更がなければ、令和3年4月1日以降に発行されたもので差し支えありません。